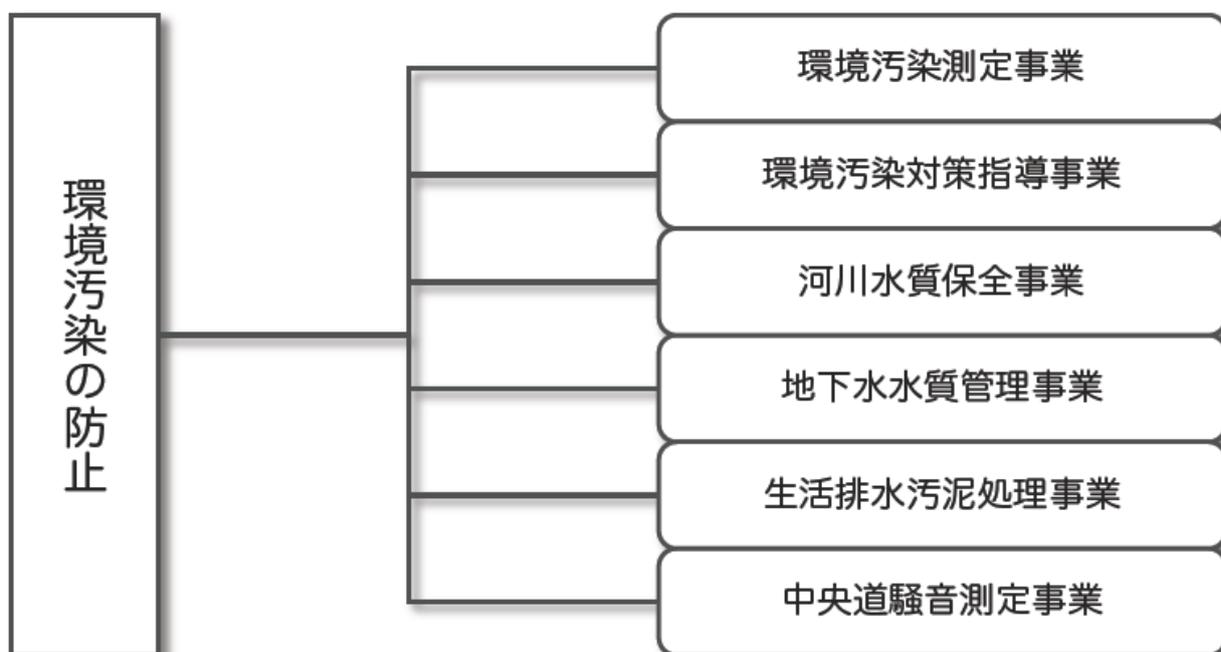


基本施策 4 環境汚染の防止

1 施策の柱と事業の構成



2 施策指標の達成状況

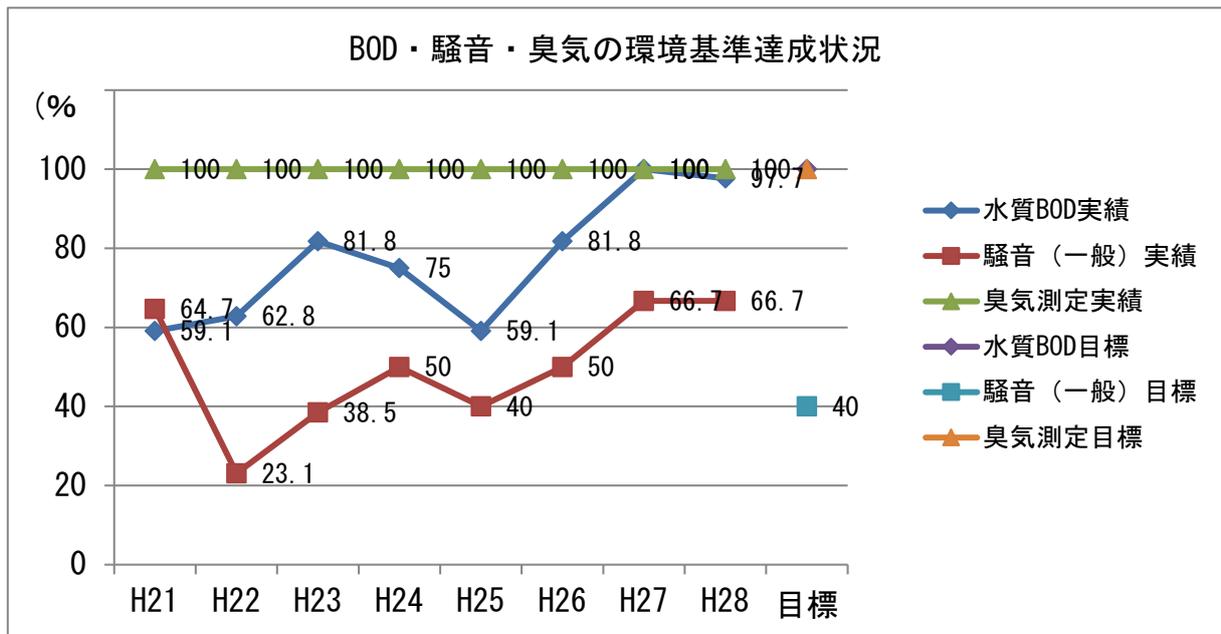
施策指標	単位	H22 年度 実績	H28 年度 実績	H28 年度 目標	達成 状況
水質 BOD の目標達成率	%	62.8	97.7	100.0	△
騒音(一般)の目標達成率	%	23.1	66.7	40.0	◎
臭気 の目標達成率	%	100	100	100	◎
環境汚染に関する苦情件数 (その解決率)	件 (%)	121 (100.0)	184 (100.0)	100 (100.0)	×

達成状況 ◎：目標達成で、改善傾向

○：目標達成で、横ばい又は悪化傾向

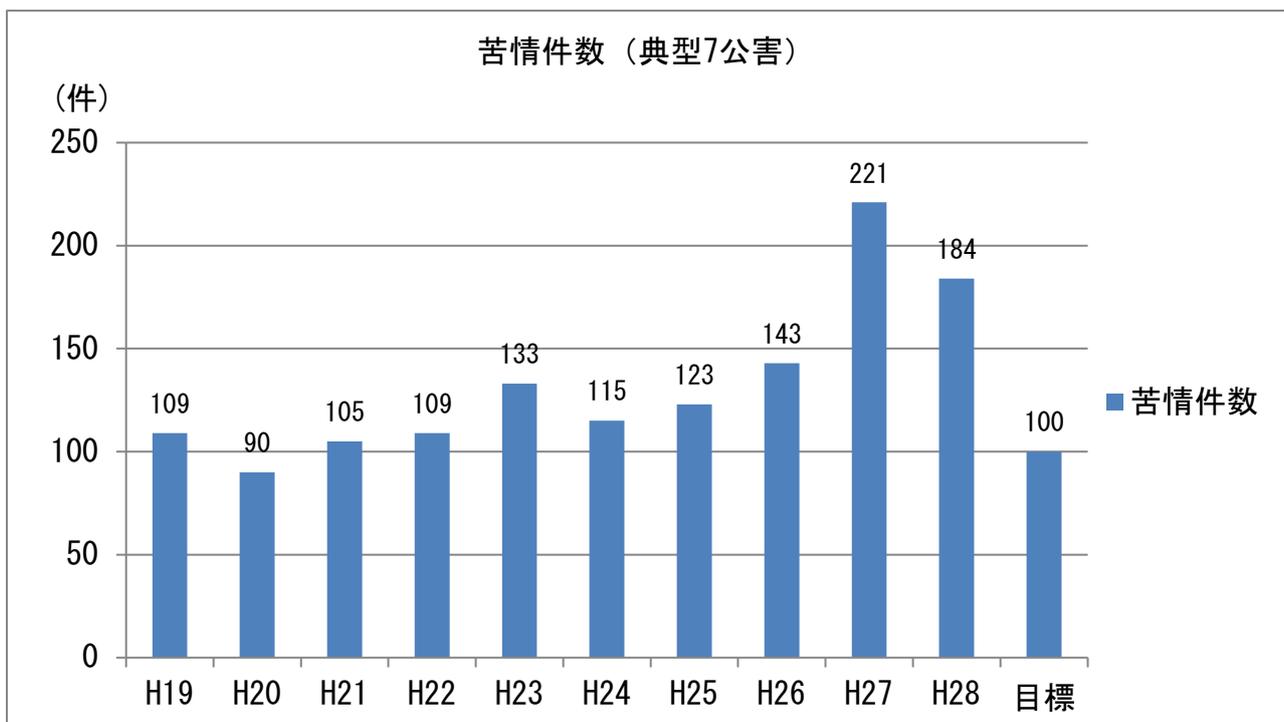
△：目標未達成だが改善傾向

×：目標未達成で、横ばい又は悪化傾向



飯田市では、水質測定、騒音測定、臭気測定を、環境省が定める基準に準じて実施しています。上記グラフは、測定結果が環境基準よりも適切な値であった割合の推移を示しています。

平成28年度は、騒音・臭気は目標値を達成しましたが、水質は目標値を達成することができませんでした。しかし、測定値は測定日前後の気候の影響などを受け、毎年測定値が変動することから、ここ数年の推移を考察した場合、概ね一定の範囲で収まっていることが考えられ、水質・騒音・臭気においては良好であると推測されます。



飯田市では、公害苦情の対応をしていますが、その多くは「大気汚染」及び「水質汚濁」となります。大気汚染については、野焼きから発生する煙、悪臭により、迷惑を被っている旨の通報が多いです。屋外でごみを焼却することは、例外焼却（野焼きの剪定枝や落ち葉、農作業に伴う剪定枝など）を除いて法律で禁止されていますが、通報の多くが例外焼却によるものとなります。

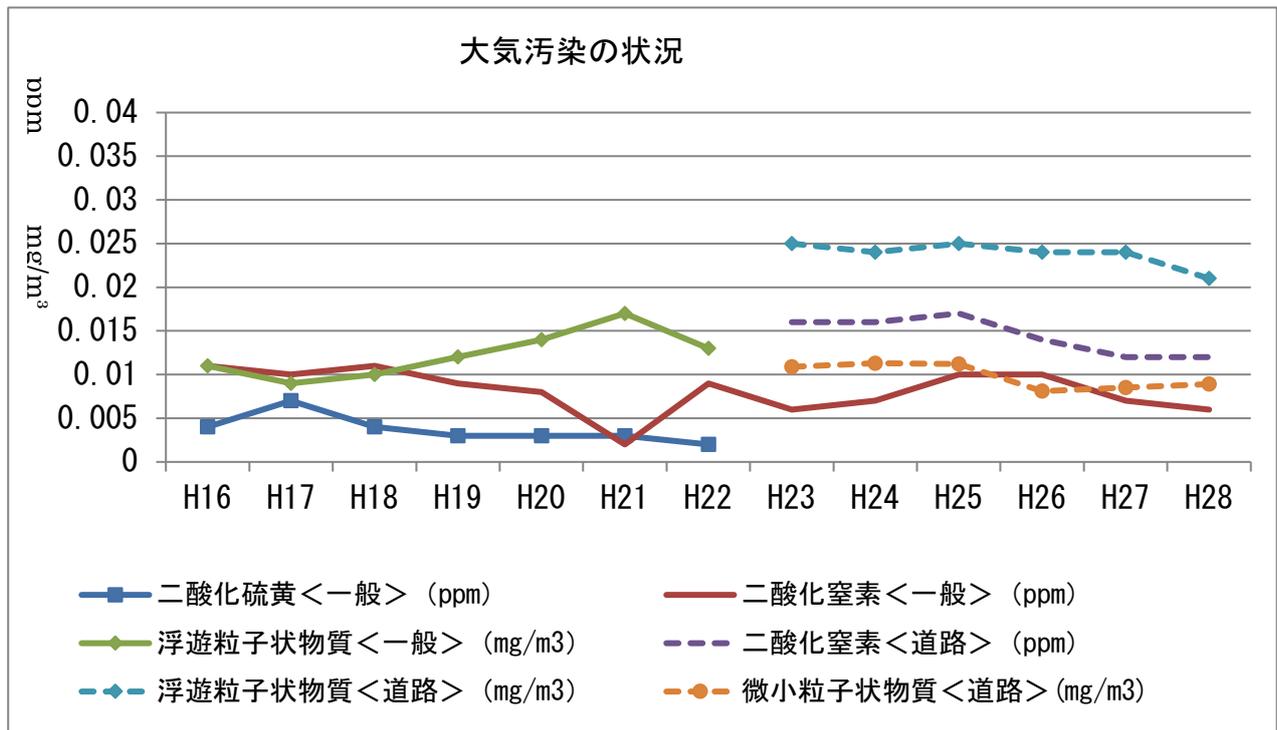
水質汚濁については、自動車事故、灯油缶の破損などにより、燃料や灯油が公共用水へ流入する場合があります。

公害苦情の通報を受けた場合は、現場へ出動し、原因者に対する指導や公共用水を保全するための適切な措置を講じています。また、広報誌やラジオを通じて啓発活動へも取り組んでいます。

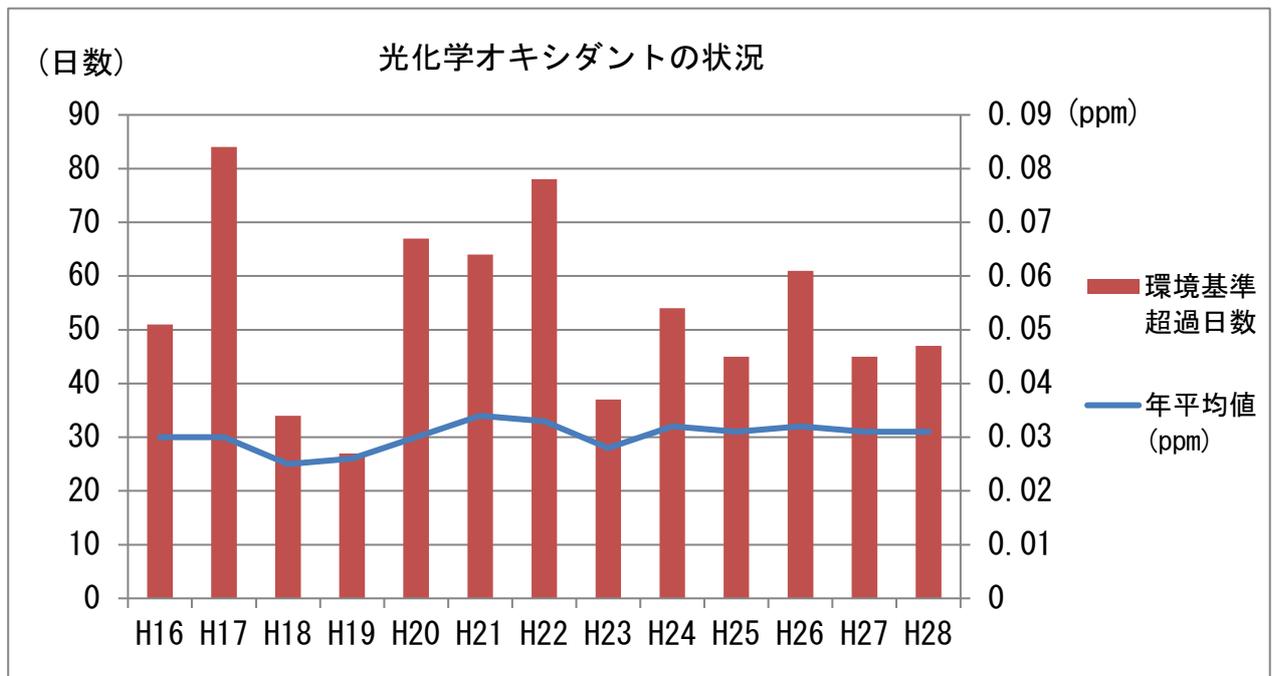
上記グラフは、苦情件数の推移を示していますが、年々増加傾向の中で、平成28年度に約40件減少したのは、現場での指導や啓発活動により、公害に対する意識が徐々に高まっていると推測されます。

3 施策を取り巻く状況の推移

(1) 大気汚染の防止



環境基準（1日平均値）：二酸化硫黄 0.04(ppm)、二酸化窒素 0.04(ppm)
 浮遊粒子状物質 0.10(mg/m³)、微小粒子状物質<道路> 0.035(mg/m³)



環境基準（1日平均値）：光化学オキシダント 0.06(ppm)

大気汚染物質は、工場・事業場等の活動に伴い排出されるばい煙や自動車非ガスなどが主な原因とみられ、大気中の濃度が高くなると人の健康や生活環境に被害をもたらす場合があります、長野県が一般環境大気環境及び道路周辺大気環境の測定を行っています。

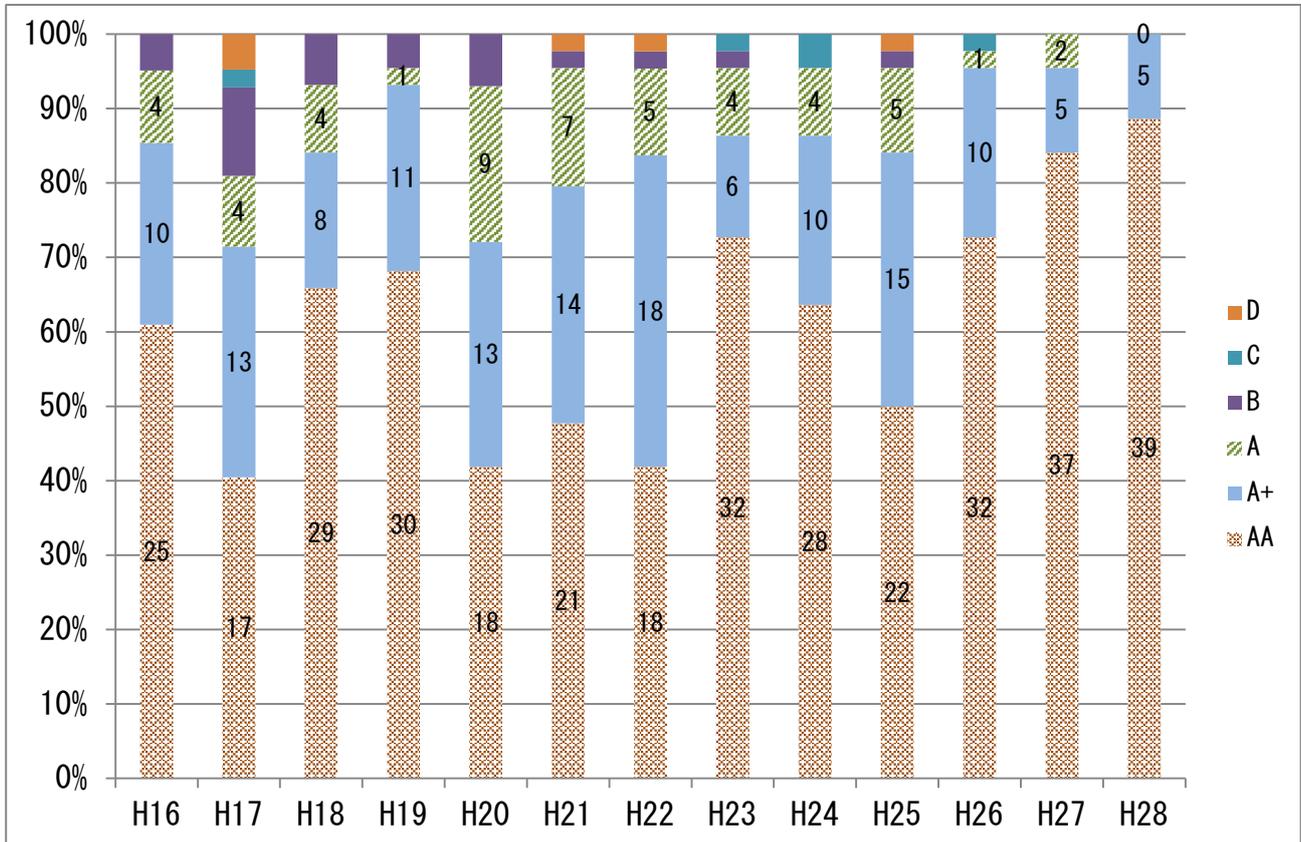
一般環境大気（通常人が居住する地域）では、環境基準を達成しました。一方、光化学オキシダントは、環境基準未達成となりましたが、長野県が注意報を発令する状況はありませんでした。

道路周辺大気では、環境基準を達成し、ここ数年の推移ではおおむね横ばいの傾向を示しています。また、道路周辺大気では、二酸化窒素はゆるやかな減少傾向、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質はおおむね横ばい傾向を示していることから、大気環境は良好であることが分かります。

(2) 河川水質の維持向上

※水質類型別地点数（松川4地点を含む）

類型	AA	A+	A	B	C	D	計
BOD 値	1.0 以下	1.5 未満	2.0 以下	3.0 以下	5.0 以下	8.0 以下	
地点数	39 地点	5 地点	0 地点	0 地点	0 地点	0 地点	44 地点



河川水質については、有機汚濁の代表的な水質指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）を用いて測定しています。BODとは、有機汚濁の代表的な水質指標であり、酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で、水中の有機物などの量を表したもので、値が大きいほど水質が悪いと判断ができます。

BODの値で分類したものが上記グラフになります。AAが最も低い値（水質汚濁がほぼない）で、Dが最も高い値（水質汚濁が進んでいる）です。

測定値は、測定日前後の気候の影響などを受けるため、年度により変動がありますが、平成28年度は、39地点が水質AA以上、5地点が水質A以上となっており、飯田市内の河川は水生生物が多く生息でき、ヤマメ、イワナ、アユといった魚が生息できる環境であり、私達が水に親しみやすい状況であることを示しています。このことから飯田市内の河川の状況は良好であることが分かります。

(3) 騒音の防止

ア 一般地域環境基準達成状況

		◎	○	△	×
		直近5回は 基準以内	直近5回のうち 4回基準以内	直近5回のうち 3回基準以内	直近5回のうち 基準以内2回以下
環境基準	昼	4地点	1地点	0地点	1地点
達成地点数	夜	2地点	0地点	1地点	3地点

騒音測定値別地点数

測定値	～45	45～50	50～55	55～60	60～65	65～70	70～
昼	0地点	1地点	4地点	1地点	0地点	0地点	0地点
夜	2地点	4地点	0地点	0地点	0地点	0地点	0地点

イ 道路騒音

測定地点	路線名	単位:dB		評価 対象 住居等 戸数	環境基準 達成戸数 (昼夜とも)	環境基準 達成戸数 (昼間のみ)	環境基準 達成戸数 (夜間のみ)	環境基準 超過戸数 (昼夜とも)	環境基準 達成率 (%)	測定 年度
		等価騒音 レベル 昼間	等価騒音 レベル 夜間							
飯田市北方3853	国道153号	72	67	65	36	3	10	16	55.4	2012
飯田市北方3852-22	国道153号	71	64							2012
飯田市鼎東鼎103-3	国道151号	68	62	97	96	0	1	0	99	2012
飯田市鼎切石4340-1	国道151号	66	60							2012
飯田市鼎切石4336-1	国道256号	71	66	83	68	0	0	15	81.9	2012
飯田市北方	国道256号	71	67							2012
飯田市北方	国道153号	67	59	7	7	0	0	0	100	2013
飯田市大久保町	国道153号	66	60							2013
飯田市大久保町	国道256号	68	61	71	70	0	0	1	98.6	2013
飯田市上郷黒田	国道256号	68	61							2013
飯田市上郷黒田	県道15号	71	62	135	135	0	0	0	100	2013
飯田市上郷別府	県道15号	72	64							2013
飯田市上郷別府	国道153号	70	65	52	52	0	0	0	100	2014
飯田市上郷別府	国道153号	69	65							2014
飯田市松尾久井	国道151号	71	65	123	123	0	0	0	100	2014
飯田市松尾久井	国道151号	69	64							2014
飯田市羽場町2丁目13	県道15号	67	59	70	70	0	0	0	100	2014
飯田市羽場町1丁目12	県道15号	67	58							2014
飯田市北方	国道153号	71	66	47	47	0	0	0	100.0	2015
飯田市育良町3丁目1	国道153号	72	65							2015
飯田市上郷 飯沼	国道153号	72	68	33	32	1	0	0	97.0	2015
飯田市上郷 飯沼	国道153号	70	66							2015
飯田市松尾城	国道256号	71	63	122	122	0	0	0	100.0	2015
飯田市松尾城	国道256号	68	61							2015
飯田市八幡町	国道153号	67	61	70	70	0	0	0	100.0	2016
飯田市八幡町	国道153号	67	60							2016
飯田市松尾代田	国道151号	70	65	154	152	0	0	2	98.7	2016
飯田市松尾代田	国道151号	68	63							2016
飯田市育良町1丁目9	国道15号	66	58	73	73	0	0	0	100.0	2016
飯田市育良町2丁目7	国道15号	67	57							2016
全体合計				1202	1153	4	11	34	95.9	

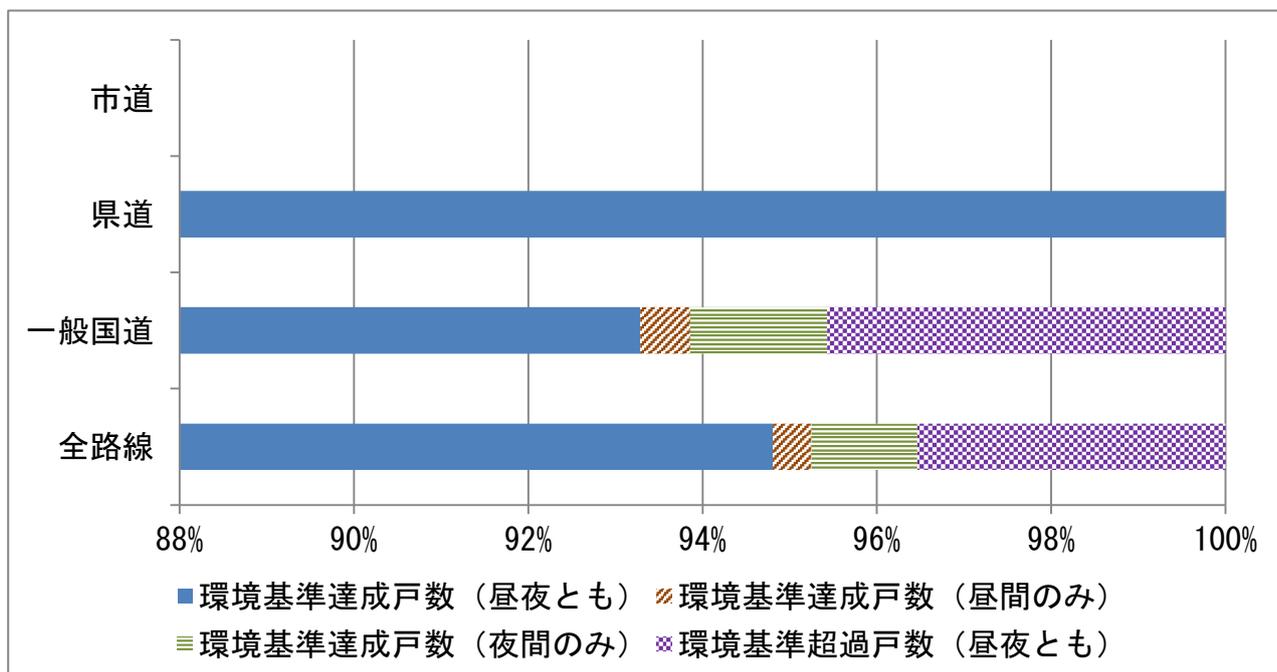
騒音は、一般地域環境の騒音と道路騒音を測定しています。

平成 28 年度は、一般地域においては測定値の環境基準達成率が 66.7%となっており、目標を達成することができました。

道路騒音においては、幹線道路の自動車騒音について測定をしています。国道 153 号沿いで 2 箇所、国道 151 号沿いで 2 箇所、県道 15 号沿いで 2 箇所、合計 6 箇所の測定を行いました。測定の結果、該当する範囲内の 297 戸のうち、松尾代田の 2 戸においては、昼夜とも環境基準値を超過していました。

しかし、ここ数年の測定結果では、測定箇所の多くが環境基準を達成している結果が出ているため、今後も継続して測定を行い、騒音被害の把握と監視に努めます。

【道路に面する地域における環境基準の達成状況】



全路線で約 95%が環境基準を達成していますが、5 年計画における測定であるため、単年度の結果に捉れず、飯田市全域の騒音改善に努めます。

4 各事業の実施状況

事務 事業名	地下水水質管理事業	自動車騒音常時監視事業
担当課	環境課	環境課
全体 概要	<p>地下水水質管理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水（井戸水）の汚染状況を把握します。 ・定期観測井戸の継続検査を実施します。 ・井戸水を使用している家庭を対象に水質検査の斡旋をします。 ・上水道、簡易水道の給水が困難な井戸水利用者への検査費用を助成します。 ・地下水賦存量と水質状況を把握します。 ・地下水モニタリング調査をします。 	<p>【事業概要】</p> <p>音規制法の規定に基づく幹線道路の自動車騒音状況について常時監視を行う事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度までの間、長野県では環境省の示す面的評価は未実施です。 ・県では 5 年間で市内 21 箇所を測定し地点評価を実施していきます。 ・平成 24 年度から国からの移譲を受けて主要な国県道に関する騒音測定(面的評価)を実施します。 ・対象指定：10,000 台/日 以上の交通量がある全対象箇所を類型指定とそれ以外の指定に分けて 5 箇年で測定実施をしていきます。 ・対象箇所：平成 22 年度道路交通センサスのデータに基づき測定箇所の見直しあり <p>【根拠法令】</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法律第 105 号)に基づき一般市へ移譲</p> <p>【財源】</p> <p>一般財源としているが、国による交付税措置が見込まれます。</p>
実績	<p>地下水水質管理事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地下水定期継続観測調査と公表の実施 (定点観測箇所…座光寺、松尾、伊賀良（2 箇所）、山本、鼎) 2 飲用井戸水検査の斡旋 3 上水道、簡易水道の供給困難な井戸水利用者への検査費用の助成 4 地下水モニタリング（賦存量・水質等）調査の実施「リニア関係」 	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車騒音測定業務委託 (1) 一般国道（151 号・153 号） (2) 県道（15 号） 2 自動車騒音面的評価業務委託 3 面的評価支援システム入力業務 (環境省報告)
指標値	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査箇所数 6 箇所 2 検査件数 180 件 	<ol style="list-style-type: none"> 1 騒音測定箇所数 (1)一般国道（151 号・153 号） 2 件

	3 補助金交付件数 2件	(2) 県道(15号) 1件
	4 計測継続 計測開始	2 騒音値評価 1件 3 データ入力 1件
決算額	1,305(千円)	1,890(千円)

事務 事業名	河川水質保全事業	環境汚染測定事業
担当課	環境課	環境課
全体 概要	河川水質測定及び保全事業 ① 定点観測による河川水質測定の実施 ② 測定検査結果の公表 ③ 河川の水質改善対策のための資料提供 ④ 市街地河川(松川)の河川浄化に対する地域活動への支援 ⑤ 突発的に発生する水質汚濁への対応	環境汚染測定事業 定点観測による騒音・悪臭などの実態を把握 観測結果を環境レポートで公表します。
実績	河川水質測定及び保全事業 1 河川水質検査(定点観測)実施 延べ71河川 79カ所 (1) 主要河川…24河川(26箇所145項目) (2) 一般河川…44河川(50箇所50項目) (3) 特別河川…3河川(3箇所4項目) 2 松川水環境保全推進協議会の活動支援 (1) 外来植物の駆除活動 (2) 松川健康診断(水生生物観察会) (3) 小学校4年生への普及啓発活動 (4) 学習会	1 環境プランに基づく環境汚染測定 (1) 騒音測定の実施 (2) 臭気測定の実施 (3) 必要に応じた環境汚染測定の実施 2 一般廃棄物撤去(行政代執行)の実施 (27→28 繰越明許)
指標値	1 実施項目数 199件 2 活動数 4回	1 騒音測定 7件 2 臭気測定 8件 行政代執行 3箇所
決算額	3,274(千円)	29,103(千円)

事務 事業名	環境汚染対策指導事業	生活雑排水汚泥処理事業
担当課	環境課	環境課
全体 概要	<p>環境汚染対策指導事業 実態把握と指導の実施をします。</p> <p>① 騒音・悪臭等環境汚染の発生情報把握及び解決</p> <p>② 環境汚染の発生予防</p>	<p>生活雑排水汚泥処理事業</p> <p>河川の水質汚濁防止のため、飯田市環境保全条例に基づき、簡易浄化槽の適正な維持管理啓発を行いつつ、生活雑排水汚泥の運搬・処分を行う事業です。</p> <p>市では生活雑排水については処理施設を有していないため、市が事業者へ委託して雑排水汚泥の運搬・処分を行います。</p>
実績	<p>環境汚染対策指導事業</p> <p>1 苦情発生元への対応（改善指導等）</p> <p>2 環境汚染防止の啓発（広報等）</p> <p>3 建築確認申請に関する指導</p> <p>4 屋外堆積場に関する指導</p>	<p>生活雑排水汚泥処理事業</p> <p>1 適正な維持管理啓発</p> <p>2 汚泥の汲み取り</p> <p>3 汚泥の適正処理</p>
指標値	<p>1 受付件数 184 件</p> <p>2 啓発回数 3回</p> <p>3 申請件数 83 件</p> <p>4 届出件数 0 件</p>	<p>1 啓発回数 5回</p> <p>2 汲み取り件数 985 件</p> <p>3 汚泥処理量 218.5 キロリットル</p>
決算額	0（千円）	1,852（千円）